

建設工事における調査基準価格（最低制限価格）及び失格基準算定の運用について

1. 建設工事における調査基準価格（最低制限価格）及び失格基準算定の適用項目は次の区分により分類し、調査基準価格（最低制限価格）の算定と失格基準の判定を行うものとする。

①直接工事費とするもの

- ・直接工事費
- ・直接製作費（工場製作原価）
- ・機器単体費（機器費）
- ・機器価格
- ・工場製作費

②共通仮設費とするもの

- ・共通仮設費
- ・間接労務費
- ・技術管理費

③現場管理費とするもの

- ・現場管理費
- ・工場管理費
- ・技術者間接費
- ・据付間接費
- ・設計技術費
- ・機器間接費
- ・現場間接費

④一般管理費とするもの

- ・一般管理費

2. 上記以外の費目を含む工事または特殊な工事については別途指示する。

3. この運用は、平成23年10月1日から適用する。